

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和 8 年 6 月 22 日

収支等命令者

佐賀県立金立特別支援学校長 近藤 清孝

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 令和 8 年度佐賀県立金立特別支援学校春日園スクールバス運行業務委託
- (2) 契約内容 貸切旅客自動車運送に係る小型バス等 1 台の 1 日当たりの単価契約
- (3) 乗車予定人員 知的障害及び身体障害のある児童生徒 20 名程度、添乗職員 2 名
- (4) 契約期間 令和 8 年 8 月 31 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(5) 運行区間

【登校時】

佐賀県療育支援センター → 佐賀県立金立特別支援学校 →
佐賀県立大和特別支援学校 → 佐賀県療育支援センター

【下校時】

佐賀県療育支援センター → 佐賀県立金立特別支援学校 →
佐賀県療育支援センター → 佐賀県立大和特別支援学校 →
佐賀県療育支援センター

- (6) 運行見込日数 年間 126 日の運行回数は登下校時各 1 回、ただし、年に数回変更有)
- (7) 内容の詳細 入札説明書及び春日園スクールバス運行業務委託仕様書による
- (8) そ の 他

- ・送迎バスには、こども家庭庁が公開している「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置リスト」に掲載された安全装置を装備すること。
- ・やむを得ず、令和 8 年度の運行開始時に装備が間に合わない場合は、経過措置として国が認める代替措置を講じること。

(例：運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に児童生徒の所在確認を行ったことを記録する書面を備える。など)

- ・県が所有する安全装置の貸与を受けて装備することも可能。貸与については、運行事業者と学校で別途貸借契約を締結する。但し、装備の設置及び取外しに係る費用は運行事業者が負担するものとする。

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。

- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 項ロの一般貸切旅客自動車運送事業について国土交通大臣の許可を受けている者
- (6) 公益社団法人日本バス協会貸切バス事業者安全性評価認定制度において認定を受けていること。
- (7) 営業用バスを常時 2 台以上所有している者
- (8) 大型 2 種免許保持者を常時 2 名以上雇用している者
- (9) 県内企業（県内に本店を有する。県内に支店を有し、県内従業員比率が 50%以上又は県内従業員数 50 人以上。誘致企業）であること。
- (10) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格確認申請書に關係資料を添付のうえ、令和 8 年 6 月 30 日（火）午後 4 時まで以下記の担当に持参又は郵送（6 月 30 日（火）午後 4 時まで必着）してください。

提出した關係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

※担当

住 所 840-0906 佐賀市金立町大字金立 2339 番地 2
学 校 名 佐賀県立金立特別支援学校
電 話 0952-98-1135

4 入札参加資格の確認

3 で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。

入札参加資格の確認結果は、令和 8 年 7 月 3 日（金）までに通知します。

5 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
3 の担当に同じ

(2) 入札説明書の交付方法

令和8年6月22日(月)から6月30日(火)までの間(佐賀県の休日に関する条例(平成元年佐賀県条例第29号)第1条第1項に規定する休日を除く。)、上記の部署で交付します。また、佐賀県ホームページに掲載します。

(3) 入札説明会

実施しません。

(4) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日時 令和8年7月8日(水)午前11時00分
イ 場所 佐賀県立金立特別支援学校 第4プレイルーム
ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札とします。

(5) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第1項の規定により納入。但し、同条第3項第3号に該当する者は免除。

イ 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第1項の規定により納入。但し、同条第3項第4号に該当する者は免除。

(2) 入札書及び委任状

ア 入札書に記載する入札金額は、貸切旅客自動車運送に係る小型バス等1台の1日当たりの金額の単価(消費税及び地方消費税を含まない)を記載してください。

なお、当該利用者が身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の適用を受ける者の団体であり、かつ学校教育法による学校に通学する者の団体であることによる運賃の割引を適用後の金額で記載してください。

イ 代理人が入札に参加する場合は、委任状を提出してください。

(3) 次の各号のいずれかに該当する者が行なった入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行なった者

ウ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 一人で二以上の入札をした者

オ 保証金を納入しない者及び保証金の納入額が不足する者

カ 代理人でその資格のない者

キ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の書換え、引き換え又は撤回をすることができません。

(5) 入札又は開札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札又は開札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。
- (6) 落札者の決定方法
- ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。
-
- イ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。
 - ウ 第一回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第一回目を含め2回を限度）を行います。
- (7) 契約書作成の要否
- 要
- (8) 提出された書類は返却しません。
- (9) 詳細は、入札説明書及びスクールバス運営業務委託仕様書を参照してください。